

# 香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの改正（案）について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先  
環境政策課 カーボンニュートラル推進室  
再エネ・GX推進グループ  
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
電話:087-832-3215/FAX:087-806-0227  
E-mail: kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

令和8年2月26日から令和8年3月25日までの1カ月間、香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの改正（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から6件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	1件	除外区域の設定に関する事	2件
企業	1件	その他ガイドライン全般に関する事	4件
団体	1件	合 計	6件
合計	1件		

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
除外区域の設定に関すること	
<p>除外区域に山や森、水源地などを加え、これらの場所にソーラーパネルを設置することを全面禁止し(メガソーラー禁止)、敷設するのは建造物の屋根または壁面部分のみにするべきである。</p>	<p>このガイドラインは、事業者に対し、関係法令の遵守をはじめ、地域住民への十分な説明を通じた良好な関係の構築を求めることにより、地域と共生した適切な事業の実施を促すものです。</p> <p>太陽光発電事業については、森林法や地すべり等防止法、急傾斜地法などの関係法令において、災害防止や環境保全のために必要な規制が行われており、これらの関係法令の遵守を事業者に求めてまいります。</p>
<p>現行のガイドラインにおける3（1）ア（イ）の「十分な考慮が必要な区域」の全てを除外区域に指定すべきである。南海トラフ地震もいつくるかわからない状況で、この「十分な考慮が必要な区域」で地震による二次災害事故がおこれば私たちの生活は多大に脅かされてしまうためである。</p>	<p>「除外区域」及び「十分な考慮が必要な区域」において、太陽光発電施設を設置する際には、防災対策等に万全を期すよう、事業者に対し、関係法令の遵守を求め、地域と共生した適切な事業の実施を促すこととしております。</p> <p>なお、「十分な考慮が必要な区域」のうち、保安林や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など、環境保全や防災上の重要性が特に高い区域を「除外区域」として設定することとしています。</p>
その他ガイドライン全般に関すること	
<p>太陽光パネルを敷く場合はその敷設場所の半径5km圏内の住宅へ説明会の案内をポスティングまたは口頭にて行い、その際の説明会は参加人数が多くなるように平日ではなく休日に行わせること。</p> <p>また、案内した次の日に説明会を開くなど、予定を空けられずに参加者が少なくなるような事態を防ぐために、案内をし終えた日から起算して2週間以上後に説明会を行わせること。そして工事着手はその説明会から1ヶ月以上後とすること。</p>	<p>このガイドラインでは、事業者に対し、地域住民への十分な説明を通じた良好な関係の構築を求め、地域と共生した適切な事業の実施を促すこととしております。</p> <p>なお、説明会等の具体的な方法等については、事業者に対し、地域の実情を把握する市町への事前相談を行うことを求めています。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>どの事業者がソーラー発電によって収入を得たのか、その収入額はいくらなのかは香川県のホームページ上にて誰でも見られるように公開すること。</p> <p>再エネ賦課金は国民の負担となっており、その国民からのお金が事業者に戻っているという構造ともいえるものであるにも関わらず、私たちが簡単に知ることができなくなっているという事態は避けるべきである。これは売電事業者に、国民からのお金をいただいているという意識を持ってもらうためにも必要である。</p>	<p>県において事業者の売電収入の情報を把握していないことから、公開することはできませんが、事業者に対しては、このガイドラインに沿って、関係法令の遵守や地域住民への十分な説明を通じた良好な関係の構築を求め、地域と共生した適切な事業の実施を促してまいります。</p>
<p>現在、森や山にソーラーパネルを敷設している土地の所有者と事業者は、その事業を終える時期（敷設から20年経過時）に、その土地に原生していた木を原生していた数だけ植樹することを義務付ける。こうすることで緑化活動にもなり、みどりの香川県を守ることもできる。</p>	<p>森林に太陽光発電施設を設置する際、「森林法」等の関係法令において、事業の廃止後に植栽等を行うことは現時点において義務付けられておりませんが、事業実施の条件として、法面の緑化や0.5haを超える森林を開発する場合は区域内に一定の森林を残すなどの基準を定め、周辺環境の保全に努めております。</p> <p>このガイドラインに沿って、みどりの保全が図られるよう、事業者に対し、関係法令の遵守を求め、地域と共生した適切な事業の実施を促してまいります。</p>
<p>ガイドラインには「速やかに」という時期を正確に定めていない部分、「努めなさい」など違反しても罰はないように見受けられる。今回のはガイドラインだからそういう罰則を載せてないだけなのか、または法がゆるいのか。罰則がないならきちんとした重いものを条例でも定めて運用しないと、政治家ですら不誠実が許される世の中なのだからガイドラインに沿わない事業者も当然出てくる。</p>	<p>太陽光発電事業については、森林法や地すべり等防止法などの関係法令において、災害防止や環境保全のために必要な規制が行われています。</p> <p>このため県では、罰則等を設けた条例を制定するのではなく、このガイドラインに沿って、事業者に対し、関係法令の遵守や地域住民への十分な説明を通じた良好な関係の構築を求め、地域と共生した適切な事業の実施を促してまいります。</p>